

刑 法 (配点 60 点)**【問題】**

以下の【設例】を読んで、被害客体に留意しつつ、甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点を除く）。

【設例】

1. 甲は、遊興費欲しさから、パチスロ機の大当たりを誘発することができる体感器と称する電子機器（以下「体感器」という。）を使用して、パチスロ機から大量のメダルを手に入れようと企て、令和7年10月12日午後3時ころ、Vが店長を勤めるAパチンコ店（以下「A店舗」という。）に入店した。A店舗では、体感器の持ち込み、遊戯の際での体感器の使用を禁止しており、店内の掲示板により客にその旨告知していた。このため、甲は、A店舗に入店する前から、体感器の本体部分を左太股に巻いたサポーターに貼り付け、バイブレータを左足付け根付近に貼り付けた上、振動センサーを右上腕部内側にテーピングで固定してサポーターを巻き、さらに衣服等によって体感器を装着していることを外見上容易には認識できないようにしていた。
2. 甲は、A店舗に入店後すぐに比較的ひと気が少ないエリアのパチスロ機が設置された席に着席し、同日午後3時5分ころから同日午後4時ころまでの間、体感器を使用して遊戯を行ったところ、パチスロ機から500枚のメダルを排出させて獲得した。
3. 同日午後3時50分ころ、甲のパチスロ仲間である乙がA店舗に入店し、遊戯するパチスロ機を物色していたところ、甲が大量のメダルを獲得しているところを目撃した。乙は、甲と仲が良いことから、甲にメダルを分けて貰おうと考えて甲のそばに近づいたが、そこで甲がそわそわと周囲を見回す等不審な動きをしていることに気がつき、しばらく甲の様子を窺うこととした。乙が甲の様子を観察していると、甲の衣服が不自然に膨らんでいること、大量の汗を欠いており、通常ではない様子であることがわかった。そこから、乙は、甲が体感器等の不正な機械を使用して遊戯しメダルを大量に獲得していること、そのような不正な機械を衣服の内側に隠しているのではないかと考えた。
4. 同日午後4時5分ころ、乙は、甲の右隣にあるパチスロ機の設置された席に着席し、甲の側に体を寄せて、「体感器を使ってメダルを獲っているんだろ。体感器を衣服の内側に隠しているようだけど、俺でもわかったんだから、店員によく見られたらバレるぞ。俺が隣でこのパチスロ台を打って店員からお前の姿が見えにくくするように隠してやるから、お前が獲ったメダルと俺が獲ったメダルを合わせた半分を分け前として俺にくれよ。友達だろ。頼むよ。」と耳打ちした。それを聞いた甲は、体感器で遊戯をしていることを乙に気づかれたことに驚くと共に、乙が自分の右隣でパチスロ機を打って自分の身を隠してくれるならば店員に気づかれることなく打てるだろうと考え、乙に対し

「分かったよ。それじゃあうまくやってくれよ。」と告げて、乙からの申し出を了承した。

5. その後、甲は、午後4時5分ころから午後5時30分ころまでの間、引き続き体感器を使用してパチスロ機を遊戯したところ700枚のメダルを排出させて獲得し、合計1200枚のメダルを獲得した。また、甲の右隣でパチスロ機を通常通り遊戯していた乙は、たまたま大当たりを引き当て600枚のメダルを排出させて獲得した。なお、乙が甲の右隣でパチスロ機を遊戯していたことにより、A店舗の店員からは、甲が体感器を使用して遊戯していることを見えにくくさせることに奏功しており、甲及び乙の遊戯が終了するまで、A店舗の店員に甲による体感器の使用を看破されることはなかった。このため、甲と乙はパチスロ機の遊戯の終了後、二人のメダルを合わせた1800枚のメダルをそれぞれ半分ずつ山分けした。

以上